

令和3年10月8日

保護者 様

京都府立大江高等学校
校長 松田 潔

新型コロナウイルス感染症に係る対応の変更について

平素は本校の教育活動並びに新型コロナウイルス感染拡大防止の取組につきまして、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京都府において発令されていた緊急事態宣言は9月30日の期限をもって解除され、全国的に新規の感染者数が減少傾向にあります。先日に10月8日（金）までの対応についてお伝えさせていただきましたが、感染再拡大を防ぐためにも、今後も継続的に適切な感染防止対策を徹底していく必要があります。

つきましては、10月22日（金）までの教育活動における対応を下記のとおりとします。御家庭におかれましても、引き続きの御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 学校教育活動の制限

- (1) 次に挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は、可能な限り感染症対策を行った上で、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施する。
 - ア 各教科等に共通する活動として「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - イ 理科における「生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ウ 音楽における「室内で生徒が近距離で行う合唱及び管楽器演奏」
 - エ 美術における「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - オ 家庭における「生徒同士が近距離で活動する調理実習」
 - カ 保健体育における「生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
なお、保健体育についてはリスクの低い活動から徐々に実施する。
- (2) 校外での活動については、移動時も含めて感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。ただし、京都府内のみの活動とする。
- (3) 他校生との交流は実施を可とする。ただし、京都府内のみの活動とする。
- (4) 宿泊を伴う教育活動は、訪問地域の感染状況や活動内容等から感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。ただし、教育課程外の活動は京都府内のみの活動とする。
- (5) 部活動については、以下に該当する場合は実施可とする。
 - ア 参加者は自校を含め府内の2校程度まで（他府県との交流は禁止）
 - イ 活動場所は近隣通学圏内（段階的に府内全域まで）
 - ウ 公式な全国・近畿大会及びそれらに繋がる大会・発表会への参加

2 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触者等による自宅待機生徒の数などにより、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位）を臨時休業とする場合がある。

3 感染防止対策の徹底

(1) 感染拡大防止の一層の強化

ア マスクの着用や、3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導する。

イ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導する。

ウ 不要不急の外出や友人等との会食を避け、感染拡大防止の意識を強く持って行動するよう指導する。

エ 発熱等の風邪の症状が見られる場合は、登校させないことを徹底する。また、同居の家族に同様の症状がある場合には、登校をさせないことを遵守させる。この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の取扱いとする。

オ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1 m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避する。

(2) 連絡体制

学校から保護者に一斉連絡が必要な場合は、ホームページ・お知らせメール・スタディサプリを活用する。

(3) 新型コロナワクチン接種について

ア ワクチン接種を受ける場合及び接種後の副反応による発熱等で欠席する場合は、出席停止として取り扱う。

イ 新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう指導する。

4 人権上の配慮について

(1) 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、ワクチン接種を行わない方に対しても偏見・差別・いじめ・SNS等による誹謗中傷は絶対に行わないよう指導を徹底するとともに、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底する。

(2) 心理的なストレスを抱える生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、適切に対応する。

5 生徒及び御家族の感染が判明した場合等

特に次の場合は速やかに学校に連絡をお願いします。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合
- ・ PCR検査を受検することになった場合
- ・ 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に指定された場合

※ 平日の午後5時以降及び土・日・祝日等、学校代表電話は留守番電話対応となっておりますので、確認が後日となり即時対応ができません。つきましては、留守番電話への録音と併せて学校代表メールアドレスを通じて連絡してください。

学校代表メールアドレス ooe-hs@kyoto-be.ne.jp